

(該当取引時のみ)

■売却・乗換勧誘取引時のご確認事項

投資信託の乗換に際して、以下の事項(メリット・デメリット)についてお客さまへ説明を行い、十分にご理解いただいたうえでお取引ください。

●売却ファンド

- ・ファンドの性格(投資方針、投資対象、リスク等)
- ・直近の概算損益額、売却するファンドの基準価額決定日
- ・解約金額に応じた信託財産留保額および解約手数料の金額
- ・課税方法(個別元本、取得価額、税率)等

●購入ファンド

- ・ファンドの性格(投資方針、投資対象、リスク等)
- ・購入金額に応じた申込手数料の金額、保有期間中の信託報酬、投資顧問報酬、解約時の信託財産留保額・解約手数料・成功報酬の料率

(該当取引時のみ)

NISA口座・ジュニアNISA口座でのお取引に関するご留意事項

- 非課税枠で購入した投資信託を売却した後、売却した投資信託が利用していた非課税保有限度額分については翌年以降に再利用することが可能です。ただし、1年間で利用できる投資枠の上限は決まっているため、年間投資枠の上限を超える非課税枠の利用はできません。また、年間投資枠の残枠を翌年に繰り越すことはできません。なお、2023年までの非課税枠で購入した投資信託を売却した後、翌年以降に非課税保有限度額を再利用することはできません。
- 非課税枠で同一銘柄を複数年にわたって購入し一部売却する場合、購入した年が一番古い残高から優先的に売却されます。
- 非課税枠で購入した投資信託の損失について、特定口座等で保有する他の有価証券の売却益や配当金と損益通算できません。また、損失の繰越控除もできませんのでご注意ください。
- 非課税口座開設届出書により税務署承認を待たず直ちにNISA口座を開設し、開設日にNISA口座を利用した購入が可能です。税務署でNISA口座開設が非承認となった場合、当初から特定口座(未開設の場合は一般口座)での取引として取扱われます。そのため当該投資信託から生じる普通分配金・譲渡益に遡及して課税されます。なお、移管前のNISA口座で発生した配当所得は特定口座(未開設の場合は一般口座)での取引として取扱われ、譲渡所得は一般口座で生じた取引として取扱われます。



三井住友信託銀行